ロナルド・藤好（ふじよし）さんの指紋押捺拒否の闘い

飛田雄一（『むくげ通信』313 号、2022年7月31日）

1980 年代の指紋押捺反対運動も遠くになりにけり、だ。が、ロナルド・藤好（以下、当時のように「ロン」と呼ばせてもらいます）のニュースがでてきた。兵庫県では、3 人目の拒否者でなかったかと思う。

ハワイから宣教師として日本にやってきた日系アメリカ人だ。主な働き場所は大阪生野だったが、自宅が学生センターの近く、灘区の長峰台だった。当時の学生センター館長小池基信牧師とも親しくて、よくセンターに来ていて、コピーなどもしていた。

当時のコピー機（ゼロックス）は巨大だった。畳一畳ほどの大きさで、新聞の印刷機のように機械の中で紙が回っていた。紙がつまると大変だが、ロンは両面コピーをしてよく詰まらせていた。下が「ロナルド・フジヨシ宣教師の指紋押捺拒否裁判を支援する会」のニュース『指紋押捺拒否』1 号（1983.12.18）。ロンの「あいさつ」もいい。読めるでしょうか？

このニュースは、2 号（1984.6.20）、3 号（1985.1.1）が手元に残っている。

1983年12月18日　指紋押捺拒否　第1号

指紋押捺拒否

押捺拒否

連帯を訴える

兵庫教区議長　宇都宮佳果

日本基督教団兵庫教区は、第三七回教区総会で「ロナルド・スス ム・藤好宣教師の「再入国許可」に関する問題」を賛成多数で可決し、教区総会の名をもって法務大臣あて「請願書」を送付した。藤好宣教師は一九八二年末、不当な強制出国の目的で来日する。ために、再入国許可」の拒否を法務省に申請したとの不許可を分になった。その理由は、彼が外国人登録に伴う指紋押捺の拒否者だったからである。彼はハワイ生れの日系三世で、神戸在住の日大神学生。教会の宣教師である。在日韓国・朝鮮人への偏見に強い胸を痛め、その一つに指紋押捺の強制があるとして一九八一年十一月の外国人登録証更新に際して指紋押捺を拒否したのである。

外国人登録に伴う指紋押捺が、いかに人権を侵害するものであるかは、それを犯罪とすることによって、外国人を犯罪人扱いするばかりか、管理するために用いられているとを知れば分る。現在、指紋押捺拒否者は、全国で二十八人である。その中には、在日大韓基督教西宮教会の金南昭牧師もおられる。

藤好宣教師は、「指紋押捺の強制を日本政府の韓国・朝鮮人への同化政策として捉えておられる。わたしは、指紋押捺拒否を、日本人一人ひとりに対する人権について、また国際人であることについての問いかけであると受けとめている。藤好宣教師を支援する会を通じて人権を侵害する問題に出会い、一緒に促起される問題と取り組みたいと願うのである。

あいさつ

法律だからと言って、すべて正しいと言えるのでしょうか。たとえば、アメリカ合衆国で第二次世界大戦中、ルーズベルト大統領の法令により、12万人の日系アメリカ人が強制的に収容所に入れられました。しかし、彼はアメリカの国会の特別委員会でその法令が不当であったと問題になっています。

日本においても、一九五二年外国人登録法が施行され、現在、外国人登録証の指紋押捺義務に対して約40人が拒否しており、8人が裁判中である。これらの判決の結果がどうあろうと、この問題の本質は何であるのかを共に考え、正義をうるために、ロン・フジヨシ

ロン・フジヨシさん（右）と
梅田未来生議長（同志社神教授）

ロナルド・フジヨシ宣教師の指紋押捺拒否裁判を支援する会

住所　〒658 神戸市東灘区御影中町2－3－25 兵庫教区事務所内
振替　フジヨシ宣教師支援の会
神戸 9－15706

1 号によると「支援の会」の役員は、以下のとおり。＜代表世話人＞宇都宮佳果(神戸東部教会)、梅川俊彦(神戸雲内教会)、種谷俊一(尼崎教会)、＜世話人＞岩井健作、今井己智雄、指宿文一、相浦和生、岡本加都夫、兼清章、鈴木重正、菅沢邦明、竹内のぞみ、辻建、東島勇気、平山嘉広、船越諭、藤田公、中田実、宮崎明治、山岡善郎、湯木洋一、M・リームズ、R・リームズ、金川幸雄、一ノ瀬翠、登佐尅己、平岡直子、涌井安太郎、妹尾活夫、津村正敏、沢田利秋、南谷繁弘、粉谷勝己、＜事務局＞鈴木昭吾、仲本幸哉、北里秀郎、鈴木重正、亀田正己、＜会計＞和田笑津子。私にはなつかしい人々だ。

2 号に掲載されたロンの文章を紹介する。

●

「私の指紋拒否の結果、何を見たか　ロナルド・藤好

律法学者がイエスに「律法の中でどの戒めが一番大切なのですか」と尋ねた時に、イエスは「心をつくし、精神をつくし、思いをつくして主なるあなたの神を愛せよ」、これが一番大切な第一の戒めである。第二もこれと同様である。「自分を愛すようにあなた隣り人を愛せよ」（マタイ 22 章 35～39 節）。」ルカ福音書ではイエスは良きサマリヤ人の譬（たとえ）を話しながら、誰が隣り人であるのかを説明された。イエスは意識的にユダヤ人でなくサマリヤ人の例を使われた。この二番目の戒めは他の人々との真の連帯を築く基礎となるのである。イエスは助ける事が必要なのではなく、見知らぬ人を自分を愛するように愛しなさいと言ったのである。

自分を愛するように他の人を愛する為には他の人々の問題が自分の問題として見えてこなければならない。そうでなければそれは慈善のみであり、他の人の福祉を領域に閉じこめることになる。

私は日本人が、指紋問題の運動を在日韓国人•朝鮮人の為に何かをするというのではなく、指紋問題を通して、自分自身の問題が見え、参加することを望んでいる。

何故、日本社会の中で偏見があるのか、日本人が良くないと感じている事を韓国人や外国人に強制しようとしている。

私の拒否を通して、私は単に品位を下げるような義務を変えたいのではなく、全ての人がこの問題の裏にある根本的な問題は何であるのかが見えてくるのを望んでいるのである。

私は日本人が、日本人でない人々とどのようにして連帯を築くのかを学んで欲しいし、又日本人が如何にして隣り人を自分達と同じように愛するのかを学んでほしいと思う。」

●

各号に投稿された文章の表題のみ紹介する。（先の２号ロナルド・藤好のものは略）

■１号／宇都宮佳果（連帯を訴える）、熊野勝之（「転向」・「同化」に「共通」するもの）■２号／深田未来生（小さなものの中に大きなものを）、鈴木重正（“支援”じやなく知るために）、藤原牧子（裁判傍聴記）■３号／熊野勝之（土の器の中に）、ロナルド・藤好（指紋拒否行動に連帯を！）、小泉勇次郎（裁判傍聴記）、亀田正己（指紋押捺拒否裁判）

●

もうひとつ、『ロナルド・藤好ハンスト闘争資料集＜増補版＞』があった。B4 版、38 頁のものだ。資料集は、1987 年 9 月 5 日から 10 月 10 日までのものとなっている。内容は、ハンスト声明文、経過報告、ビラ、抗議声明文、ハンストニュース「拳」、私は何故進んで自首するのか、ハンスト日誌。「ハンスト声明文」も紹介したいが、ここは「私は何故進んで自首するのか」を紹介する。（これら資料集は、堀内稔、飛田雄一が進めているインターネット上の「六甲アーカイブ」にアップする予定である。）

「私は何故進んで自首するのか

それは、法務省の一入管体制の真の姿を鮮明にするためである。／アメリカでジョン・レノンは、マリファナで逮捕されたが強制送還されなかった。私は、日本の外国人登録法が、日本国憲法の精神に違反しているとおもっているので、外　　登録法違反について現在裁判中である。日本の法律上、有罪の判決が確定するまでは無罪として取り扱われるであろうとわたしは信じていた。したがって私は、この外国人登録法に違反しただけで「不法外国人」になろうとは夢にも思わなかった。／一般に、不法入国者は、逮捕されてからどういう段階を経て強制送還に至るかをよく知っている。それは、逮捕―調査―退去命令―収容所行き―強制送還である。この一つ一つが非常に重要なステップなのである。日本の法務省は、ジョン・レノンが裁判中すなわち裁判中であろうとも彼を強制送還するのだろうか。

なぜ私が「不法残留」になったのか？

その責任は、すべて法務省にある。法務省が、在留期間の更新を認めなかったために私は「不法残留」状態になってしまった。「不法残留」は論理的掃結として強制送還にいきつく。強制送還は、外国人に科せられる罰としては最も重い刑罰である。もし私が単に指紋押捺を拒否しただけで強制退去されるとすれば、果たして日本の民衆はそれを支持するだろうか? わたしは決して支持することはないと信じている。

日本の法務省は、分断支配を狙っている

指紋押捺拒否者に対して在留期間更新を認めないことは、外国人のなかで永住資格者と短期在留資格者を分断しようとするものである。この分断政策は、1985 年 11 月に出されてきた。永住資格を持つ外国人―例えば在日韓国朝鮮人―は在留期間更新を申請する必要がない。従って、この法務大臣の決定は、明らかに短期在留資格者の指紋押捺拒否者を減らしていくことを狙っているものである。指紋押捺拒否運動を押さえ込むため法務省は 1982 年に最初の決定をおこなった。すなわち法務省は、拒否者に対して再入国許可を出さないことを決定したのである。／定住アジア人は、仕事のためあるいは親戚の人と会うために、韓国あるいは台湾にいかねばならないことがある。このようななかで「拒否者には再入国許可を出さない」という決定は、指紋拒否運動を押さえ込むうえで強力な武器となる。／このように 1982 年と 1985 年に出された決定は、指紋拒否運動を弾圧する為の武器として、法務省によって行使された。1985 年の決定は、再入国不許可だけではなく反外登法運動を押さえ込めないと判断されたのちに採用された。／私は 12 月 15 日に、次回の裁判を控えている。したがって法務省が在留期間を延長しなかったことは、私の裁判を受ける権利を認めないこととなる。またそのことは、「指紋拒否者に対して人道的配慮をおこなう」とした国会の付帯決議をも無視することとなる。／私は、この法務省の反外登法運動への制裁措置に抗議する。そしてこのような「法」の名を借りた「不法」を明らかにするために、進んで自首しようとしている。もし法務省が強制送還することによって私の意思をくじくことができるとおもうなら、私を強制送還すべきである。／法務省が私を強制送還するならば、その人権を無視した自らの姿を多くの人の前にさらけだすことになるであろう！　1987.11.28　ロナルド・ススム・フジヨシ」

●

ロンとは、最近、Facebook でつながっている。この記事もネットで送ることができる。でも、ハワイでお会いしたいものだ。お元気で！